特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲斐市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本事務を行うために「保健システム」を使用している。

・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を 設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。

・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。

評価実施機関名

甲斐市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	予防接種に関する事務			
	・予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。			
	・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供			
②事務の概要	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サー バーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会 と提供を、符号を用いて行う。			
	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、以下の事務を行う。【令和6年9月30日終了】 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ②予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供			
③システムの名称	保健システム(予防接種関係)、宛名システム、中間サーバー			

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項 別表 14項 番号法第19条第6号(委託先への提供)

番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	番号法 【情報! 番号法	第19条第8号 第19条第8号 照会】 第19条第8号	に基づく主え	務省令第2条の表25.26.28.153.154の項 務省令第2条の表25.27.28.29.153の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども子育て健康部 健康増進課
②所属長の役職名	こども子育て健康部 健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先 こども子育て健康部 健康増進課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1694(直通)</mark>

9. 規則第9条第2項の適用]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年2月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年2月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

a make a c	値判と	
·	412 461 98	- March 1991
\cup		100

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] は、それぞれ重点項	月目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価: 2) 基礎項目評価: 3) 基礎項目評価:	書及び	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(4	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か		分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託	ŧ			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提	供ネットワークシス	ステムを通じた提供	を除く。)	Ε]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	続	[]接	続しない(入手)	ľ.]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残される				

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		נ ז	(手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢>		
判断の根拠	不唯ノスノム(ア 的 按 程 実 味 / いる。	へのナータ豆稣の味に	よ、八刀後の内谷を抽出し、丹唯応を117よりにして		
9. 監査					
実施の有無	[] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[]≦	≧項目評価又は重点項目評価を実施する		
[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		限との紐付けが行われるリスクへの対策 クへの対策 対策 ((委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	中間サーバーには、特定の端末でしかアクセス出来ず、ユーザー認証の管理を行っている。 判断の根拠				

支更管:	福田	定更前の記載	変更後の記載	機能時期	製出時期に係る散明
		本事務を行うために「住民基本会積システム」	・本事務を行うために「保健システム」を使用して		
		 本事務を行うために「住民基本会積システム」 を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委 託に当たっては、契約書に秘密の保持にかかる 条項を設け、取り扱う信頼の秘密保持を撤退している。 	いる。 ・本事務の一部を外部受託しているが、外部委 既に向たっては、契約書に秘密の保持に係る条 項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底して いる。		
平成20年2月12日	特記事項	条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を撤密し ている。	項を設け、取り扱う情報の秘密保持を撤密して いる。	事後	
		・職員や委託事業者による不正行為を訪ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システム	・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方 策として、「システムの操作者を限定」、「システ		
		ている。 ・職員や受託事業者による不正行為を誘ぐ方策 として、「システムの操作者を限定」、「システム の接査権限の適正な行与」及び「操作領示から のが都接続禁止、記憶報禁止、記憶を開業止による データ持ち出し制限」を行っている。	「職員及び受託事業者によっか正行者を扱う。」 策として、「システムの操作者を限定」。「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末か らの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止に よるデータ持ち出し制限」を行っている。		
		データ持ち出し制限」を行っている。	よるデータ持ち出し制限」を行っている。		
平成20年3月13日	I.1.②事務の概要中	・予防接種法の規定に削り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行	 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に 則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成 及びデータ分析の処理を行う。 	事後	
		,	行政手続における特定の個人を個別するため の番号の利用等に関する法律(学成25年法律		
平成20年3月13日	1.1.②事務の概要中	番号法別表第二に基づき	第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基 「当会	事後	
平成20世3月13日	1.2.特定個人情報ファイル	保健システム(予防接種関係)	- 本族協議信報ファイル	事後	
∓elzettaR128	も 1.3.法令上の機能中	平成26年内開府·総務省令第5号第10条	着号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内間府・総務省令第5号)第	事後	
	1. U. M. 11 LONGS	TALOTPINIO 1000日100270010米			
		香号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16の2項 【情報開食】16の2、17、18、19項		
		番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】17,18,19項 【情報類会】行わない	新品は別事第二の主席水会の中央工事第五代		
平成20世3月13日	1.4.②法令上の模拠	平成26年內閣府-総務省令第7号	情報を定める命令(平成26年内間府・総務省令 第7条)	事後	
		【情報提供】13条 【情報開会】行わない	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令、平成26年内配所・総務省令 第7号) 【情報授集】第12条の2、第12条の3、第13条、		
∓elzettaR128					
平成20年3月13日	1.5.①部署 1.5.②所属長	福祉健康部 健康增進課 福祉健康部 健康增進課長 横口充	子育で健康部 健康増進課 子育で健康部 健康増進課長 長坂 干恵子	事後	
+82983月13日					
平成20世3月13日	1.7.請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原26 10 電話:065-278-2111	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原26 10 電話:055-278-1681(直通)	事後	
平成20年3月13日	1.8.連絡先	福祉健康部 健康增進課 住所:山梨県甲斐 市機線2610 電話:055-278-1694	子育て健康部 健康増進課 住所:山梨県甲 要市篠泉2610 電話:055-278-1694(直通)	事後	
平成20年3月12日	II. 1. いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年3月12日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
中和1年6月20日	1.5.②新属長の役職名	子育て健康部 健康増進課長 長坂 干恵子	子育て健康部 健康増進課長	事後	
全和1年6月20日	Ⅲ. 1. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
全和1年6月20日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
中和1年6月20日	IVリスク対策				
全和2年1月4日	評価の再実施				5年経過による評価の再実施
今和2世1月4日 今和2世1月4日	II. 1. いつ時点の計数か II. 2. いつ時点の計数か	★和1年6月1日 時点 ★和1年6月1日 時点	★和3年1月1日 時点 ★和3年1月1日 時点	事後	5年経過による評価の再実施 5年経過による評価の再実施
3-32-5777.12	E. E. C. SHIMORING	PRITONIA PER	・予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に	44	V-ELECTRON MOTERIA
			・予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に 割り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成 及びデータ分析の処理を行う。		
		・予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に 則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成 及びデータ分析の処理を行う。	・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用		
		則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成 及びデータ分析の処理を行う。	する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把		
		・特定個人情報ファイルは 以下の場合に使用	握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種 データ提供		
		する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把 機			
		提 (2情報提供ネットワークシステムへの予防接種 データ提供	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律)		
98259F1D	I.1. ②事務の概要	データ提供	・行政予報における特定の個人を開助するため の書号の利用を開する法律・研究が手法等 第27号、以下「着号法」という。別表第二に基 づき、情報提供に必要な情報を「新木」として装 個した中間ケーバーを介して情報授末を小 ワーケンステムに接続し、各情報授末機関が保 者する特定個人情報の類会と提供を、許号を用 いで行う。	事前	
		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律)	個した中間サーバーを介して情報提供ネット ワークシステムに接続し、各情報保有機関が保		
		第27号。以下「魯号法」という。)別表第二に基 づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装	有する特定個人情報の開会と提供を、符号を用 いて行う。		
		デーラ提供 ・行会手続における特定の個人を推測するため の着号の利用等に関する法律で成25年法律 第27号。以下「着号法」という、別景第二十分 力き、情報提供を必要な情報を目案として深 個にかる関サーバーを介して情報提供すか。 カテントステムには接続、各価報を側割が保 有する存在個人価報の開金と提供を、符号を用 いて行う。			
		有する特定個人情報の開催と提供を、行号を用 いて行う。	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種等終として、以下の事務を行う。 ①フウテン接種記録ンステム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種原の登録 ②予防接種の実施後に接種配録等の登録、管		
			()リクナン接種配録システム(VHS)へ予助接種 対象者及び発行した接種券の登録		
			一種、地帯は日本の中ではは、18日本人との中間は		
98289F1D		保健システム(予防接種関係)、宛名システム、 中間サーバー	まで的体権の未認家に、接種者からの平面に 保健システム(予防接種関係)、宛名システム、 中間サーバー、ワクチン接種記録システム (VRS)	事前	
4 MTENATH	1.1.3システムの名称	中間サーバー		事前	
			参号法第9条第1項 別表第一 10項 書号法第19条第16号(新登2コンナップルス感染 成分類に係る予助接種事務におけるワクテン接 種記録とステムを用いた情報提供・開金のみ) 書号法第19条第6号(受託先への提供) 書号法別表第一の主務者やで定める事務を定		
		番号法第9条第1項 別表第一 10項	症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接続知識なステークを用いた機能提供。関かのも		
今和2年9月1日	1.3.法令上の模拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第	番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第6号(委託先のの提供)	事前	
			曹号法第19条第6号(委託先への提供) 曹号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 10条		
		新品注答(4.K.管)品 初末管-			
		番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16の2項 【情報損会】16の2、17、18、19項	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】16の2、16の3項 【情報照会】16の2、17、18、19項		
98289F1D			番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	***	
>8279A1D	1.4. ②法令上の模拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内関府・総務省令 第7号)	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号)	事前	
		第7号) 【情報提供】第12条の2 【情報開金】第12条の2、第12条の3、第13条、 第13条の2	第7号) 【情報提供】第12条の2、第12条の2の2 【情報提供】第12条の2、第12条の3、第13条、 第13条の2		
98289910	II. 1. いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事前	
98289810 98284810	I. 2. いつ時点の計数か I 関連情報	仓和3年1月1日 時点	令和3年8月1日 時点 9.規則第9条第2項の適用	事前 事後	
全和2世4月1日 全和2世4月1日	I 院連情報 II. 1. いつ時点の計数か	仓和3年8月1日 時点	9.規則第9条第2項の週用 令和7年2月1日 時点	事後	
98784810	II. 1. いつ時点の計数か	作和3年8月1日 時点 会和3年8月1日 時点	作和/年2月1日 時息 会和7年2月1日 時点	事後	
98784F10	取りスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高い と考えられる対策	## ##	
-3/97/10	ロッハン対象		と考えられる対策	ΦW	
		- 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 標準係として、以下の事務を行う。 (アウチン検理に減システム(VRS)、入予防接種 対象者及び易行した接種条の登録 ②予防接種の実施後に接種配接等の登録、管 理 他本区取出人の議師を設備。	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 権事務として、以下の事務を行う。【令和8年9月 30日終で】		
		①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 計会をあて係るは、た時間あの表情			
全和7年4月1日	1.1.②事務の概要	②予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理・計画である。	①ワウチン検理記録システム(VRS) へ予防接種 対象者の必易外し上接種条の登録 ②予防接種の実施後に接種記録等の登録、管 現、他而区町村へ接種記録の側会・提供 《予防接種の実施後に、接種者からの中間に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 動車の守任	事後	
		3予防接種の実施後に、接種者からの中請に 基づき 新型コロナウイルフ維持の子院接続に	理、他市区町村へ接種記録の開会・提供 ③予助接種の実施後に、接種者からの申請に		
		要うさ、新ピコロア・ノイル人の単純アの快性証 明書の交付	基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書の交付		
全和7年4月1日		保健システム(予防接種関係)、宛名システム、 中間サーバー、ワクチン接種記録システム	保健システム(予防接種関係)、宛名システム、 中間サーバー	2.0	
9:60784F1D	1.1.3システムの名称		中間サーバー	事後	
		(VNS) 毎日法第9英第1項 別表第一 10項 毎日法第19英第16号(報記コロナウイルス感染 成分類形(係6予防接種事例におけるワクテン接 種配鍵システムを開いた情報提供、創金のみ) 毎号法第19英第5号(発托先への提供) 参号法別表第一の主務省令で変ある事務を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 10を	委员法第9条第1項 別書 14項		
全和2年4月1日	 3. 法令上の模拠 	症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接 種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	着号法第9条第1項 別表 14項 着号法第19条第6号(委託先への提供) 着号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10	事後	
-3/97/18	・・・ 法市工の保険	番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	東フルのがリエ祭首下によのも申信を定のも 命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10 &	***	
		める命令(平成26年内開府・総務省令第5号)第 10条	*		
		10条 番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】16の2、16の3項 【情報開套】16の2、17、18、19項	【情報提供】 番号法第19条第8号		
98254F10	1.4.②法令上の模拠	[情報辦会]16の2、17、18、19項	【信報提供】 葡号法第19条第8号 寄号法第19条第8号に基一大主務省令第2条の 表25.26.26.153.1540項 (情報開金) 零号法第19条第8号 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号	事後	
	+. 企成市上の模奏	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内間府・総務省令	【情報辦会】 番号法第19条第8号	+10	
		第7号) 【情報提供】第12条の2、第12条の2の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表25.27.28.29.153の項		
全和7年4月1日	I.5評価実施機関における 担当郵著	①子育て健康部 健康増進課 ②子育て健康部 健康増進課長	①こども子育て健康部 健康増進隊 ②こども子育て健康部 健康増進隊長	事前	
98284810	I.8特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	子育で健康部 健康増進課 住所:山梨県甲 要市篠原2610 電話:055-278-1694(直通)	こども子育で健康部 健康増進課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1694(直	事前	